

令和6年度

第2回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和7年 1月 9日

開催場所 議会棟 AB会議室

- | | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 招 集 日 時 | 令和7年1月9日（木）午後2時00分開会 |
| 2 | 招 集 場 所 | 議会棟 AB会議室 |
| 3 | 出 席 委 員 | 玉村容子委員 佐藤昭宏委員
牧則子委員 松下世津子委員
森田秀樹委員 鈴木浩委員 |
| 4 | 欠 席 委 員 | 磯邊久男委員 茂木和之委員
石川浩之委員 戸倉俊彦委員 |
| 5 | 出席事務局職員 | 飯田健康福祉部長 海老原国保年金課長
成嶋課長補佐 廣瀬課長補佐
山本主任 楠瀬主任 |
| 6 | 公開／非公開の別 | 公開 |
| 7 | 傍聴人 | 1名 |
| 8 | 会議に関する事項 | |
| | 一 開 会 | |
| | 1 資料確認 | |
| | 二 議事 | |
| | 1 国民健康保険税の税率等の改定について | |
| | 2 その他 | |
| | 三 閉会 | |

目 次

一 開 会

1. 資料確認 3

二 議 事

1. 国民健康保険税の税率等の改定について 5
2. その他 12

三 閉 会

午後13時58分開会

一 開 会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本日、司会をつとめさせていただきます成嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

これより、「令和6年度 第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

「我孫子市 国民健康保険条例 施行規則」第8条の規定で、本会議は委員の半数以上の出席をもって成立となります。本日は10名の委員のうち6名の出席がございますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

今回、お集まりいただきましたのは、「国民健康保険税の税率等の改定について」につきまして委員の皆さまにご報告、ご説明をするとともに、ご意見をいただきたいと考えております。また、こちらは諮問案件となりますので、充分ご審議いただき、ご意見をいただけますようお願いいたします。

本日は、何卒よろしくお願いいたします。

1. 資料確認

○事務局 次に会議を始めるにあたり、本日の資料を確認させていただきます。

先日、委員のみなさまにお配りした資料といたしまして、資料No.1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」。

次に、本日机の上に配布いたしました資料として、協議資料ではありませんが、「会議次第」「席次表」を配布させていただきましたのでご確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますので、お申し出ください。————— よろしいでしょうか。

なお、本日は「被保険者の磯邊様、茂木様」「我孫子市歯科医師会の石川様」「公立学校共済組合の戸倉様」の4名が欠席との連絡がございました。以上につきましてご報告させていただきます。

開会にあたりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

<部長挨拶>

○部長 本日は、新年のお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本市の国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険は、被保険者数の減少に加え、高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えており、非常に厳しい財政運営が続いています。

また、市の一般会計についても、来年度の予算編成が大変厳しい状況となっており、職員が一丸となって新たな財源確保に努めるとともに、事業の見直し等を行っているところです。

このような中、国保においては、特定健診の受診率の向上のために、本来1月末までの健診期間を2月末まで延長し取り組んでいることや、保険者努力支援制度の重点項目である、生活習慣病の予防事業、糖尿病重症化予防事業に取り組むことにより、医療費の適正化と健全な国保財政の運営に努めてまいります。

本日の議事は、「国民健康保険税の税率等の改定について」です。先ほども申し上げました通り、非常に厳しい財政状況の中で、千葉県内の保険の取り扱いを受けまして、計画的に管理していかなければならない状況にあります。内容につきましては、「令和7年度国民健康保険税の税率改定（案）」となっており、これは、市長の諮問案件となりますので、委員の皆様におかれましては充分審議していただき、忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、会議の公開についてご報告いたします。本協議会は、「我孫子市 情報公開条例」第22条の規定により、会議は公開となります。

傍聴者の方には「我孫子市 審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、会議の議題について発言をいただく機会を設けております。

発言は、お一人につき1回となります。また、発言の時間は3分です。質問形式の発言があっても、大変申し訳ございませんが、お答えすることができませんので、あらかじめご了承くださいたいと思います。

発言の機会につきましては、議事終了後に議長の許可により、発言をお願いいたします。

それでは議事に移ります。「我孫子市 国民健康保険 施行規則」第6条により、会議の議長は会長があたることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。○会長 ただ今、事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより「令和6年度 第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。早速ですが、次第にそって議事を進めたいと思います。

是非、会議が円滑に行えますよう皆様のご協力をお願いいたします。

二 議 事

1. 国民健康保険税の税率等の改定について

○会長 それでは、議題1「国民健康保険税の税率等の改定について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の楠瀬と申します。「国民健康保険税の税率等の改定について」ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは先に配布させていただきました資料 No.1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

1. 我孫子市における国民健康保険の財政状況

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、保険給付に必要な費用を全額、都道府県から保険給付費等交付金が支給される制度改革が行われました。我孫子市では、毎年、被保険者数が減少していることに伴い、収入源である保険税納付額等が減額傾向となって

います。また、1人当たりの医療費は増加しているため、千葉県に支払う国保事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いています。このことから、税率改定を行い財源の確保を図る必要がありました。

令和3年度、5年度及び6年度に税率改定を行ってきましたが、未だ不足額の解消には至っておらず、赤字補填のために一般会計から法定外繰入を行わなければならない状況となっております。

記載の表をご覧ください。

色が塗られている数字を見てわかる通り、上から2番目の被保険者数は見込にはなりますが、令和4年度から令和7年度の見込みのところまで見ると毎年減少していることがわかります。また、一般会計繰入金のところのその他繰入金と記載がある箇所が赤字補填に入れさせていただいているような状況になっておりまして、令和7年度は1億9000万円ほど赤字の見込となっております。基金の繰入金というところは、令和6年度から枯渇している状況となっております。

続きまして2ページ目をご覧ください。

2. 国保財源の確保に向けた検討

国保財源の確保には、税率改定または、一般会計から法定外繰入等を行うことが考えられますが、令和6年3月に策定された「第2期 千葉県国民健康保険運営方針」では、財政運営に係る基本的な考え方と取り組みとして、『市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定すること。』としています。

また、『決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。』としており、『県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。』と記されています。

法定外繰入については、国民健康保険に加入していない方に自身の税金や社会保険等の保険料を支払っているが、さらに国保の負担をお願いすることに繋がるため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健事業の実施内容の見直し及び税率改定等により国保財源の確保について検討しなければなりません。

なお、我孫子市では、すでに赤字補填のため一般会計から法定外繰入を行っている状況

であることから、法定外繰入を解消するため、標準保険料率を参考に税率改定を行う必要があると考えています。

続きまして、(1) 保険税率の状況になります。我孫子市の保険税率については、千葉県への国保事業費納付金を徴収するために必要となる標準保険料率を参考にして、税率改定を行っています。直近では、令和6年度に税率改定を行いました。しかし、歳入増となっても国保事業費納付金の不足分を十分に賄うことはできていない状況です。

3ページ目をご覧ください。

(2) 近隣市の保険料(税)率の状況になります。近隣9市の保険料(税)率の状況は、9市のうち7市が過去5年以内に保険料(税)率の変更を行っています。

また、表には記載されていませんが、流山市と鎌ヶ谷市は平成28年度に保険料(税)率の変更を行っています。昨年の12月に当市から令和7年度に税率改定を行うかの調査をさせていただいたところ、近隣市の状況といたしましては、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市が令和7年度に改定をすると伺いましたので、ここでご報告させていただきます。

続きまして4ページ目をご覧ください。

(3) 税率改定の考え方になります。千葉県から毎年示される標準保険料率は千葉県で国保事業費納付金を納めるために必要となる保険税率を示しています。令和7年度の税率改定を検討するにあたっては、令和7年度の標準保険料率を参考にする必要があります。例年、仮係数に基づく標準保険料率は前年11月末頃に示されますが、確定係数に基づく標準保険料率が示されるのが1月末頃となるため、税率改定案については令和7年度の仮係数に基づく標準保険料率を参考に用いることとします。

記載の表をご覧ください。

一番上は仮係数に基づいた市町村算定方式で標準保険料率が示されたところになります。二番目が令和6年度の保険税率になっております。表を見てわかる通り、基本的に①番の仮係数に基づく標準保険料率が②番の現行保険税率より軒並み税率が増加しております。

続きまして、(4) 税率改定案です。こちらは、標準保険料率を参考に税率改定案をこちらから提示させていただいたものになります。

記載の表をご覧ください。

まず、医療分になりますが、所得割が現行では7.25%のところ、税率改定案では7.46%に引上げ、均等割は2万1200円から2万4000円、平等割は2万2300円から2万5000円に引上げます。

続きまして、後期支援金分の均等割を1万5000円から1万2000円に引上げ、介護分につきましては、所得割を1.75%から2.04%、均等割1万5200円から1万8100円引上げの改定になります。

今回の税率改定（案）におきまして、1人当たりの年間調定額が9400円増額となる見込みとなっております。

次に、(5) 税率改定による効果です。税率改定（案）の場合、税込として約1億4700万円の歳入増とともに、低所得者に係る保険税法定軽減額の増に伴い、保険基盤安定負担金として、5000万円の歳入増を見込むことができます。このことから、当初予算編成上では不足額が生じないようになり、一般会計からの法定外繰入を計上する必要がなくなります。

5ページをご覧ください。

先ほど説明させていただいた令和7年度の調定額および収納見込額の表になっております。表の右端に記載があります、一般会計の繰入金額がマイナス402万4000円と表記されておりますが、ここがいわゆる赤字ではなく黒字となっております。税率改定により見込まれる支出額を上回る収入額である402万4000円は、確定係数により示される国保事業費納付金の増額分に充てる想定としております。

続きまして、(6) モデル世帯の保険税試算になります。

今回の税率改定を行った場合、各世帯の年税額がどの程度上昇するかの検証になっております。世帯条件および所得条件を基に次の6つのケースにさせていただきました。

まず、参考資料4を基に作らせてもらっていますので、最後のページをご覧ください。参考資料4は、所得階級別世帯人員別世帯分布表になります。この表から国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や、世帯人数の傾向を確認することができるようになっております。

我孫子市の国民健康保険は世帯所得200万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の82.7%を占めています。

また、1人世帯の割合が69.9%、2人世帯の割合が23.4%となっており、全体の93.3%を占めているほか、全世帯の約半分の47.4%が所得の少ない世帯に対する法定軽減の適用世帯となっています。

参考資料4を基に先ほどの6ページに戻っていただければと思います。

参考資料4の国保加入世帯人数、世帯所得の割合が多いところを基に今回のモデルケー

スを作成しています。①から④番につきましては、1人世帯、年齢が40歳から64歳でそれぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の法定軽減が適用されるパターン、法定軽減が適用されないパターンになります。⑤番につきましては2人世帯ご夫婦の内容になっており、最後の⑥番はお子様も含めた3人世帯となっております。これらを基に試算した結果が下の表になっております。

税率改定することに伴いまして、現行年税額との差がどのケースも上昇する内容となっております。一番上がり幅が抑えられているところが①番の1人世帯、7割軽減になり、現行年税額2万600円に対して、税率改定案では2万3700円、現行との差が3100円となり、②番からは徐々に上がっている状況で、一番多いところが3人世帯のケース⑥番となり、差額が3万2600円になっております。

6ページ目以降の参考資料につきましては、拝見していただいたかと思っておりますので、内容は割愛させていただきます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

○会長 ただいま、「国民健康保険税の税率等の改定について」の説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

○会長 鈴木委員をお願いします。

○委員 今回の税率改定は、一般会計からの繰入をなくすという目的にはなっていないと思いますが、繰入をなくすためには毎年税率改定をして上げなければいけないという見込みなのかが質問です。昨年も上げていますが、どのような感じなのかをお願いします。

○会長 事務局をお願いします。

○事務局 税率改定につきましては、昨年、その前と上げさせていただいていますが、一人当たり医療費が医療の高度化や高齢化等ありますので上がってきているという現状があります。県の方へ、医療費を払うために事業費納付金を収める必要がありますが、増えていくだろうという想定はしております。

ですので、今後のことも推計しますと、どの程度の赤字が発生するのか金額は試算しておりませんが、毎年のように税率の見直しが必要になるだろうと想定しております。

○委員 わかりました。

○会長 他に質問等ありませんか。ないようであれば、これで質疑打ち切りということで

よろしいでしょうか。—————

ここで皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方から伺いたいと思いますので、ある方は挙手をお願いします。

議題1に関しましては諮問案件ですので、皆さんの意見を取りまとめたいと思いますが、その前に、本日欠席されている委員のご意見を報告します。事務局をお願いします。

○事務局 はい。今回欠席された委員の方からは、意見なしということで回答をいただいております。

○会長 ここで、事務局が皆様の意見を取りまとめます。事務局をお願いします。

○事務局 はい。今回、税率改定のお話をさせていただきましたが、特にご意見がないという状況ですが、例えばもう少し税率を下げて被保険者の負担を緩和した方がよろしいんじゃないか等、そういったご意見もあればお聞きしたいというところはあるんですが、国民健康保険の収支は基本的に皆様から納めていただく保険税収と、国からの交付金で収支が均衡するというのが大原則となっております。今回の一般会計の事情というのがありますが、国保としては税率改定をして収支を合わせたいという考えなので提案させていただいています。

承認ということでよろしいようであれば、こちらの内容で答申させていただくということで、取りまとめさせていただきたいので、確認していただいてよろしいでしょうか。

○会長皆様のご意見は大丈夫ということでよろしいでしょうか。—————

それでは、承認いただけるかどうか皆様にお諮りしたいと思います。

ただ今の事務局の説明の通り、保険税率を改定するということに対して承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

本日欠席されている方の表決内容を事務局から報告願います。

○事務局 はい。欠席されている全委員から承認ということで、ご報告をいただいております。

○会長皆様からいただきましたご意見を取りまとめ答申をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○事務局 答申内容を読ませていただきます。

○会長 お願いします。

○事務局 それでは答申の案につきまして読み上げさせていただきます。

「国民健康保険税の税率等の改定について（答申）」

令和6年12月19日付け、健国第1988号をもって諮問のありました国民健康保険税の税率等の改定について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1. 答申

(1) 税率等の改定について

本市の国民健康保険の財政状況を踏まえて、原案のとおり税率等を改定することが適当であると判断する。

【原案】

ア. 基礎課税額に係る所得割額を算定する際に乗じる割合を7.25%から7.46%に改定すること

イ. 基礎課税額に係る均等割額を2万1200円から2万4000円に改定すること

ウ. 基礎課税額に係る平等割額を2万2300円から2万5000円に改定すること

エ. 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を1万500円から1万2000円に改定すること

裏面になります。

オ. 介護納付金課税額に係る所得割額を算定する際に乗じる割合を1.75%から2.04%に改定すること

カ. 介護納付金課税額に係る均等割額を1万5200円から1万8100円に改定すること

(2) 改定時期について

本市の国民健康保険財政の状況を踏まえて、原案のとおり改定することが適当であると判断する。

【原案】

令和7年4月1日から改定する。

以上となります。

答申の内容は説明させていただいた通りとなりますので、市長へ答申させていただくこととなります。ちょうど来年度の予算編成の途中でございますので、この答申によって市長が税率改定について検討するということになるかと思えます。その検討の中で、先ほど申し上げましたように、被保険者の負担の緩和ということで、税率等を少し抑えるという

可能性もございますので、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

2. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。—————

無いようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日、傍聴人の方が1名お見えです。「我孫子市 審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、傍聴人の方には会議の議題について発言をいただく機会を設けております。

なお、お一人につき1回となります。また、発言の時間は3分ということでございます。質問形式の発言があっても、大変申し訳ありませんが、お答えすることはできませんので、予めご了承いただきたいと思っております。

それでは、傍聴人の方々の発言を許可します。

発言を希望される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

○会長 それでは発言をお願いします。

○傍聴人 今日はありがとうございました。内容を見させてもらってすごくわかりやすい仕様でしたが、資料5ページ目の(6)モデル世帯の保険税試算のところ、こちらは確か去年のときも同じものを使っていたかと思いますが、参考資料4のどこの部分に当たるのかというのをマークか何かつけてリンクさせていただいたりすると、わかりやすいかなと思えました。

今回の税率改定の答申案ということでこれが出るとは思いますが、今、不景気の中で物価がどんどん上がっているってところも踏まえて、こちらがそのまま通るかどうかはわからないところではありますが、こちらのメンバーでもそういったところの話も出たらよかったかなと思っております。

収支のバランスを合わせるためということは重々承知してはいますけれども、そういったところを市民がちゃんと理解した上でできるのかということもあるかなと思うので、今

後もぜひ検討を進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○会長 ご意見いただきまして、ありがとうございました。

以上で、傍聴人の方の発言を終わります。

それでは本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。—————

以上をもちまして、「令和6年度 第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

なお、「令和6年度 第3回 我孫子市国民健康保険運営協議会」の開催は、2月中旬を予定しています。それでは、今後ともよろしくお願いいたします。本日は大変お疲れ様でした。

午後14時36分閉会